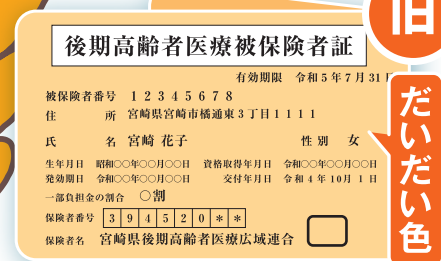


令和5年
8月1日
から

後期高齢者医療の 被保険者証が切り替わります!

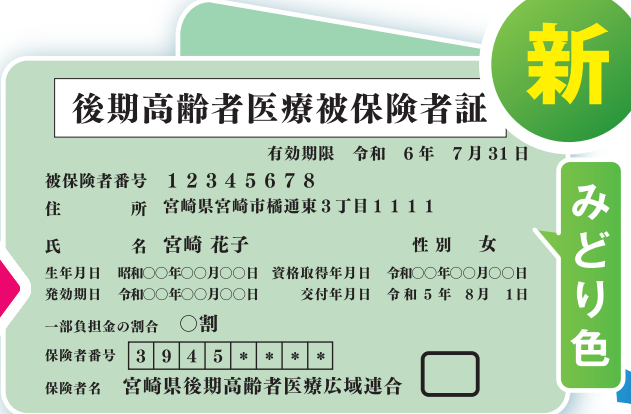


新しい被保険者証をご使用ください。



旧
だいたい色

変更



新
みどり色

開いた状態 (表側)

後期高齢者医療被保険者証

有効期限 令和 6年 7月31日

住所 宮崎県宮崎市通達東3丁目1111

氏名 宮崎 花子 性別 女

生年月日 昭和30年01月01日 資格取得年月日 令和30年01月01日

発効期日 令和30年01月01日 交付年月日 令和5年 8月 1日

一部負担金の割合 〇割

被保険者番号 394520*

被保険者名 宮崎県後期高齢者医療広域連合

医師・薬剤師の皆様へ
ジェネリック医薬品を
希望します

※ジェネリック医薬品とは新薬 (先発医薬品) と同じ有効成分を持っており、品質、効き目、安全性が同等で低価格なお薬です。

ジェネリック希望カード
が付いています
希望しない方は切り取って
ご使用ください

開いた状態 (裏側)

宮崎県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療被保険者証

※このカードの裏はジェネリック医薬品希望カードになっています。ジェネリック医薬品を希望しない方は、右の破線でのカードを切り取ってください。

※このカードを切り取っても、右のカードだけで被保険者証として使用できます。

備考:

- 私は、脳死及び心臓が停止した状態のいざしで、移植のために臓器を提供します。
- 私は、心臓が停止した状態に緊急移植のために、臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。

1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけて下さい【心臓・肺・肝臓・腎臓・小腸・眼睛】

署名年月日: 年 月 日
本人署名 (自筆)
被保険者 (自筆)

臓器提供意思表示欄

7月末までにご本人あてに届きます

医療費が高額になりそうな方、入院される方は事前に申請して 高額医療等に関する認定証を受け取れます (※所得要件があります)

高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

※低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方は「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」の対象になります。(この証は、高額療養費の区分設定のほか、**入院時の食費減額適用**にも使用します。)

※現役並みⅠ・Ⅱに該当する方は「**限度額適用認定証**」の対象になります。

※上記のいずれも、市町村窓口で交付申請が必要です。以前に一度申請された方は、毎年申請しなくても認定証が届く場合があります。

自己負担限度額 (月額)		適用区分	外 来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	Ⅲ	課税所得 690万円以上の方	252,600円 +(医療費-842,000円)×1% (多数回 140,100円)	
	Ⅱ	課税所得 380万円以上の方	167,400円 +(医療費-558,000円)×1% (多数回 93,000円)	
	Ⅰ	課税所得 145万円以上の方	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% (多数回 44,400円)	
一 般	Ⅱ	※①年金収入+その他の合計所得が200万円以上の単身世帯 ②年金収入+その他の合計所得が被保険者全員で320万円以上の複数世帯	18,000円または 6,000円 +(医療費-30,000円) ×10%の低い方を適用 (年間上限 144,000円)	57,600円 (多数回 44,400円)
	Ⅰ	課税所得145万円未満で、一般Ⅱ、低所得Ⅱ、低所得Ⅰ以外の方	18,000円 (年間上限 144,000円)	
低所得	Ⅱ	住民税非課税世帯		24,600円
	Ⅰ	住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円

※同一世帯に課税所得28万円以上の被保険者がいる方で、表中の①または②に該当する方

令和5年度の保険料計算について

後期高齢者医療制度では、対象となる被保険者の一人ひとりが保険料を納めることになります。
保険料率は、2年ごとに見直しを行います。令和4・5年度の保険料率については令和2・3年度のまま据え置きとなりました。



保険料は、均等割額と所得割額を合計して、個人単位で計算されます。

保険料 = 均等割額 (被保険者全員が負担) + 所得割額 (被保険者の所得に応じて負担)

賦課限度額66万円

48,400円

(前年中の所得 - 基礎控除額) × 9.08%

※基礎控除額は、合計所得金額が2,400万円以下の場合、43万円。2,450万円以下の場合、29万円。2,500万円以下の場合、15万円。2,500万円超の場合は控除なしとなります。

均等割額の軽減措置

軽減割合	軽減基準 ※
7割	総所得金額等の合計が 【43万円 + (被保険者等のうち、給与所得者等の数-1) × 10万円】を超えない世帯
5割	総所得金額等の合計が 【43万円 + { 29万円 × 被保険者数 + (被保険者等のうち、給与所得者等の数-1) × 10万円 }】を超えない世帯
2割	総所得金額等の合計が 【43万円 + { 53.5万円 × 被保険者数 + (被保険者等のうち、給与所得者等の数-1) × 10万円 }】を超えない世帯

※ 65歳以上の年金受給者は、均等割額の軽減判定時のみ、年金所得から最大15万円が控除されます。
※ 給与所得者等の数とは、給与所得及び公的年金等所得を有する者の合計数です。

保険料の納め方

年金からの天引きによる特別徴収 (偶数月、年6回) と、口座振替等による普通徴収 (7月から2月までの毎月、年8回) があります。年金の額等でどちらかに決まりますが、特別徴収の方は口座振替を選択することも出来ます。

特別徴収は、確定賦課前に年金からの天引きが開始されるため、**4、6、8月は仮徴収として前年度の額を元に天引きし、その後、本徴収として、確定した年額から仮徴収済みの額を差し引いたものを、残りの10、12、2月で按分して天引きします。**